



2020(令和2)年3月「人権に関する意識調査」から

人 権 を
考 え る。

品川区



はじめに



品川区は区政の基本理念として「平和で人権が尊重される社会」を掲げ、安心して暮らせる共生社会の実現のために様々な施策を展開しています。また、長期基本計画では、差別意識や偏見の解消を通じ、区内に広く人権尊重意識が浸透している姿を目指しています。1993(平成5)年、23区唯一の『人権尊重都市品川』を宣言し、人権啓発や人権教育を推進してきました。この宣言をさらに多くの皆さんに知っていただき、宣言に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権の大切さを正しく認識し、人権に配慮した行動がとれるようにしたいものです。

2016(平成28)年には、人権に関する三つの法律、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行、2019(令和元)年には「アイヌ施策推進法」も制定されました。

人権とは、私たち一人ひとりが安心して幸せを追い求めることのできる権利ということです。そして人権が尊重される社会とは、多様な個性を持った人々が、自分らしく生き、さまざまな違いを理解・尊重し、思いやりを持ち、支えあって、実現できるものだと思います。人は誰しも、幸せに暮らしたいと考えています。

しかし残念なことに、いまだに不合理な差別や偏見によって尊重されるべき人権が侵害されるという社会の現実があります。特に最近では、インターネットを悪用した投稿先のSNS(ソーシャルネットワークサービス)での誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症拡大による無理解や偏見など人権侵害はより複雑化し、多様化しています。

この冊子は、2019(令和元)年度に実施された「人権に関する意識調査」の結果から、区内の人権意識の一部を紹介したものです。

人権を身近な問題ととらえ、正しい理解と認識をより一層深め、人権尊重社会の実現のためにお役立ていただければ幸いです。

2021(令和3)年3月

品川区長 濱野 健



目 次



● はじめに	1
● 目次	2
● 人権に関する意識調査から見えてくるもの	2
● 『人権尊重都市品川宣言』(日本語・英語版)	3
● 『人権尊重都市品川宣言』(中国語・韓国版)	4
● 人権尊重都市品川宣言について	5
● 各種法律の認知度について	6
● 社会における差別の状況について	7
● 高齢者との共生について	8
● 障害者との共生について	9
● 子どもと人権について	10
● インターネットと人権について	11
● 部落差別(同和問題)について	12
● 男女共同参画について	16
● 性的マイノリティと人権について	18
● さまざまな人権課題	21
● 品川区人権問題相談窓口一覧	裏表紙

人権に関する意識調査 から見えてくるもの

この「人権に関する意識調査」は、人権侵害や差別の問題に関する区民の意識を把握し、今後の人権教育・啓発を推進する上での基礎資料とするために実施しました。

ここでは主な結果を掲載します。『人権に関する意識調査報告書』は、区政資料コーナー(第三庁舎3階)や区立図書館、区ホームページなどでご覧いただけます。

調査の設計

- (1)調査地域 品川区全域
- (2)調査対象 区内在住の満18歳以上80歳未満の区民(外国人含む)
- (3)標本数 2,000サンプル
- (4)抽出方法 層化二段無作為抽出法(住民基本台帳より抽出)
- (5)調査方法 郵送配布・郵送回収法(WEBによる回答あり)
- (6)調査期間 2019(令和元)年8月30日～9月24日
- (7)有効回収数 917票
- (8)有効回収率 45.9%

調査の内容

- 人権問題全般
- 差別経験と被差別経験
- 社会における差別の状況
- 高齢者と人権
- 障害者と人権
- 子どもと人権
- 外国人と人権
- HIV感染者・ハンセン病患者等の人権
- 部落差別(同和問題)
- インターネットと人権
- 性的マイノリティと人権
- 男女共同参画
- ワーク・ライフ・バランス



『人権尊重都市品川宣言』

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに

日本国憲法と世界人権宣言は

この人類普遍の原理をあらわし

人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が

人々の暮らしの中に深く根づき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など

どれほど多くの人が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は

人間の理性と良心によつて
必ずや解消できることを

我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

『人権尊重都市品川』を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

一九九三（平成五）年四月二十八日
品川区

[品川区のホームページ でもご覧になれます▶▶](#)



QRコード

Shinagawa Declaration of Human Rights

Human beings have the right to freedom and equality by nature. Any countries or any individuals should not infringe on these rights for any reason.

After many trials and sacrifices, the Constitution of Japan and the Universal Declaration on Human Rights express the universal principle of mankind and clearly state that the respect of human rights is the obligation of the international society.

Today in our country we are conscious that discrimination and prejudice are still deeply rooted in our living. Discrimination against Buraku people, disabled people, females, indigenous people and foreigners cause them much pain and anxiety.

We are convinced that discrimination brought by other human beings should be stopped by our reason and conscience.

Shinagawa City is trying to realize a peaceful and hearty society that respects human beings. Shinagawa declares itself as a "Human Rights City", and we will strive to dissolve all forms of discrimination and swear to promote the thought of respecting all human rights.

28th April, 1993 Shinagawa City

2019 (H31).3

《尊重人权都市品川宣言》

人类生来自由、平等
这一点绝不容受到
任何国家、任何个人
以任何理由的侵犯

历经重重磨炼和众多牺牲
这一人类普遍真理
载入日本国宪法与世界人权宣言
两者都明确规定
尊重人权乃国际社会的责任和义务

今天，在日本社会中
歧视与偏见依旧根深蒂固
存在于人们的生活
从部落歧视
到对于残障人士、女性、先住民、外国人的歧视
为此痛苦的人们何等之多

我们坚信
人类所制造的歧视
必定将由人类的理性与良心
而扫除殆尽

为实现一个和平、精神富足
并尊重人权的社会
品川区发布“尊重人权都市”宣言
锐意消除歧视状态
推进人权思想的启蒙、教育与普及
在此为誓

1993年4月28日

品 川 区

《인권 존중 도시 시나가와 선언》

인간은 태어날 때부터
자유롭고 평등하다
어떠한 국가나 개인도 어떠한 이유에서건
절대로 이를 침해할 수 없다

수많은 시련과 희생에 기반한
일본국 헌법과 세계 인권 선언은
이러한 인류 보편의 원리를 나타내며
인권의 존중이
국제 사회의 책임이라는 것을 밝혔다

오늘 일본 사회의 실정은
아직도 차별 의식과 편견이
사람들의 생활 속에 깊숙이 뿐리박혀 있어
부락 차별을 비롯하여
장애인, 여성, 선주 민족, 외국인에 대한 차별 등
얼마나 많은 인간이 괴로워하고 있는가

인간이 만들어 낸 차별은
인간의 이성과 양심에 의해
반드시 해소할 수 있다는 것을
우리는 확신한다

평화롭고 관대한
인간 존중 사회의 실현을 지향하는 시나가와구는
《인권 존중 도시 시나가와》를 선언하며
차별 실태 해소를 위해 노력하며
인권 존중 사상의 보급 및 계발과 교육을 추진할 것을
여기에 맹세한다

1993년 4월 28일

시나가와구

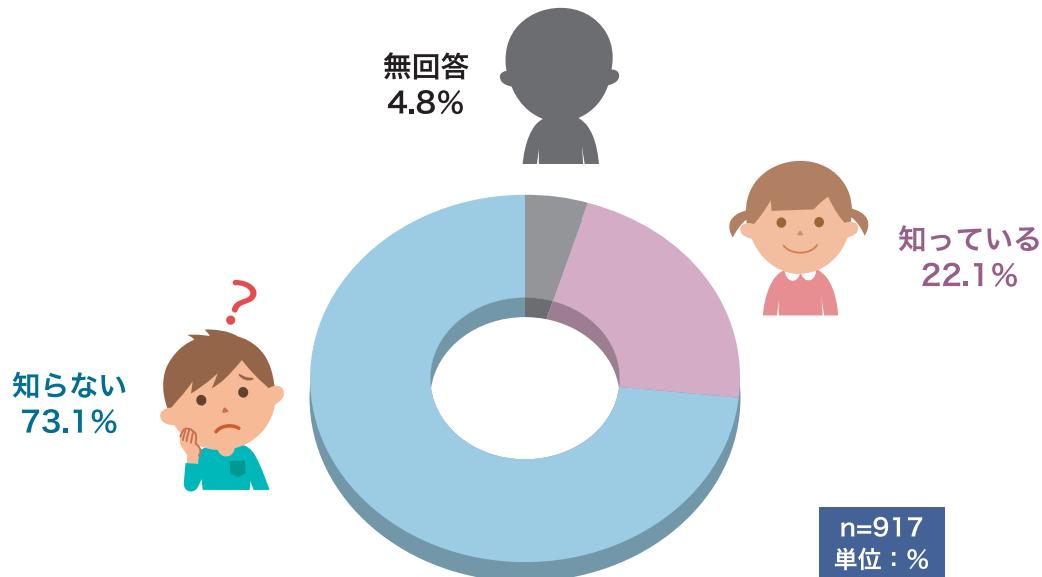


● 人権尊重都市品川宣言について

Q

人権を守り、差別のない、豊かな地域社会を実現するため、1993(平成5)年4月に23区で初の『人権尊重都市品川宣言』を制定しましたが、あなたは知っていますか。

A



小数点第2以下を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

宣言より27年が経過しましたが、**周知度は22.1%** (前回2014(平成26)年度は**26.9%**) にとどまっています。この宣言を普及し、着実に浸透させていくために、さらに啓発を充実させていきます。

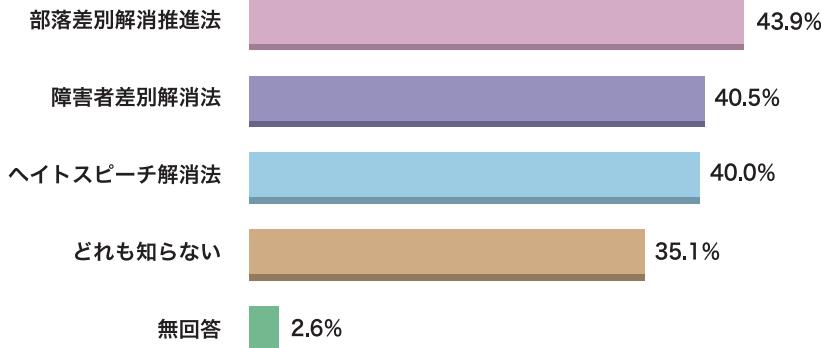
● 各種法律の認知度について

Q

次の3つの法律を知っていますか。

『人権三法』の周知状況

A



「部落差別解消推進法」が**43.9%**で最も高く、「障害者差別解消法」**40.5%**、「ヘイトスピーチ解消法」**40.0%**となっている。一方、「どれも知らない」は**35.1%**となっている。

2016（平成28）年に施行されてから4年が経過しましたが、周知度は低いと言えます。『人権尊重都市品川宣言』とともに啓発を充実させていきます。

人権に関する法律が施行されています。
改めて人権のことを考えてみませんか？

世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人にとっての幸福と尊厳のための原則を定めたものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。
1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

第一条 すべての人は、人種、性別、性の性、性、言語、宗教、政治上の立場の差異、民族と地元に付いて平等である。人は、精神と心とを保つために、またに精神や精神をもつて行動しなければならない。

第二条 すべての人は、人種、性別、性の性、性、言語、宗教、政治上の立場の差異、民族と地元に付いて平等である。人は、精神と心とを保つために、またに精神や精神をもつて行動しなければならない。

第三条 障害者差別解消法（2016年4月施行）
障害のある人に対する不当な差別の取扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して、合理的配慮を提供することを義務化しています（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています。）。

第四条 ヘイトスピーチ解消法（2016年6月施行）
「日本以外の国・地域の出身者からの差別」で国内に住む人に対して差別を助長・構成する目的で、生みや死にに危害を加えるように告げ、地域社会からの排斥をあおる言動を「不当な差別的言動」と定義し、国や自治体に差別の削減に取り組むよう求めています。

第五条 部落差別解消推進法（2016年12月施行）
現在もなお部落差別が存在しており、その差別の削減は我が国の課題であることが明記されています。構成化が進むので、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国・地方公共団体に差別の削減に向けた取組を推進するよう求めています。

国際的な人権尊重意識の高まりのもとで、日本では2016年に人権にかかる三つの法律が施行されました。

差別はしない！させない！見逃さない！

港区・品川区・目黒区・大田区



● 社会における差別の状況について

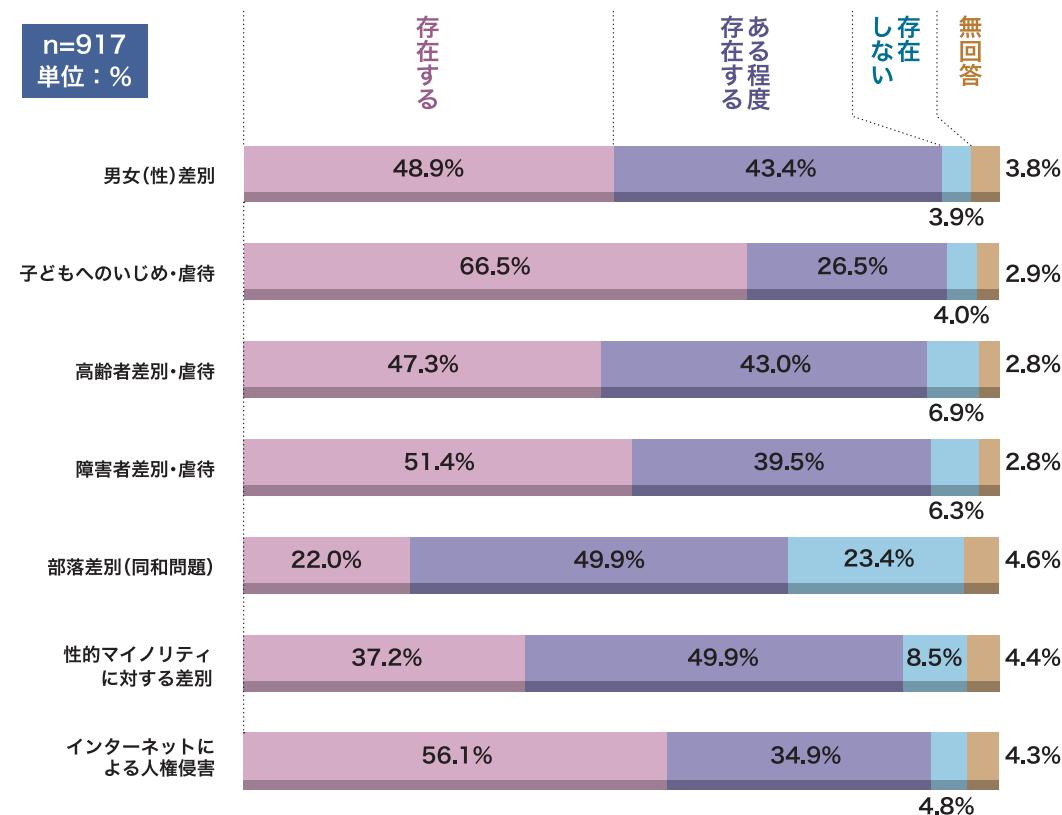
Q

社会における差別や人権侵害の状況

現実の社会で、差別による人権侵害が存在すると思いますか。

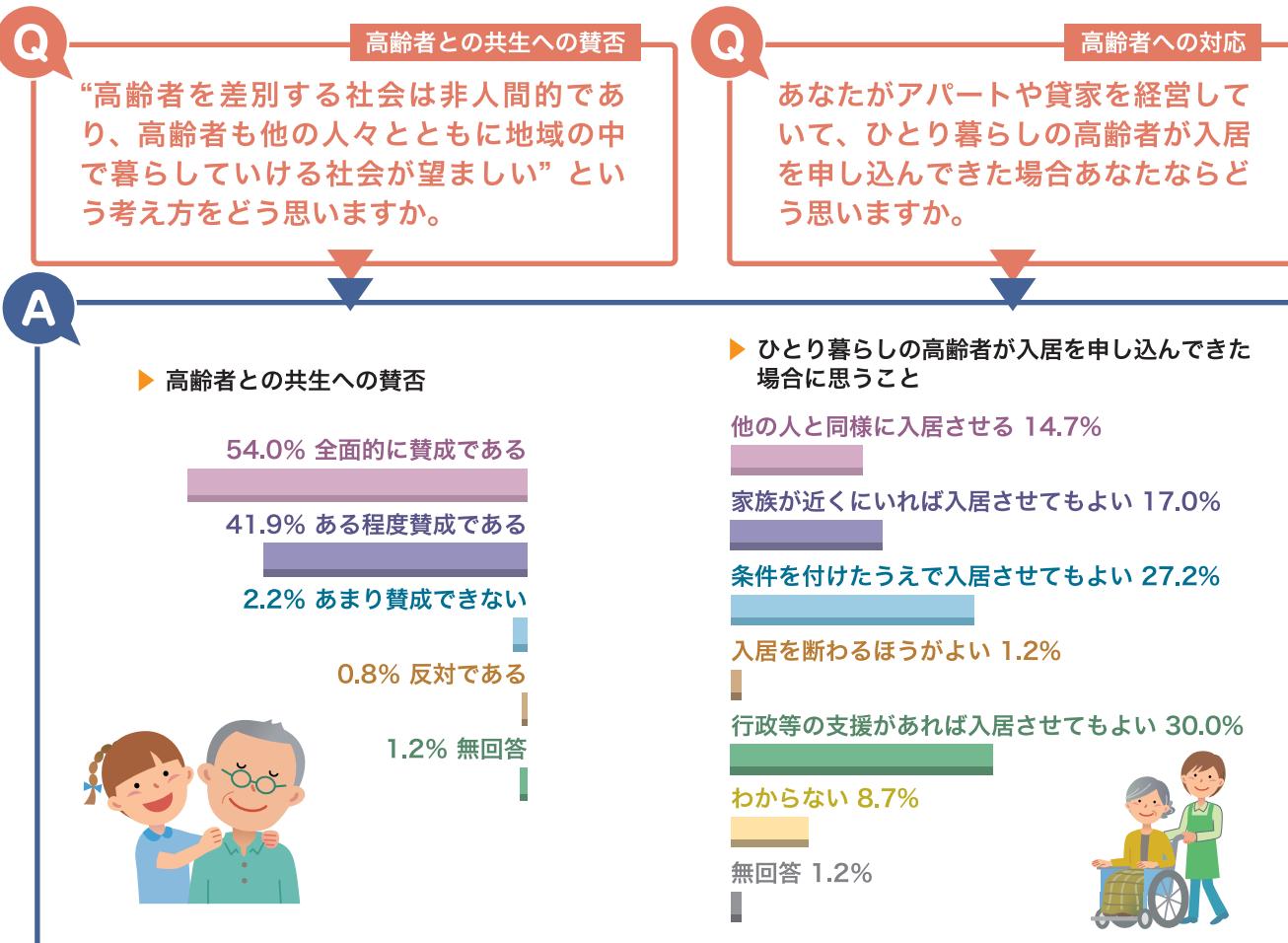
A

n=917
単位：%



「子どもへのいじめ・虐待」や「インターネットによる人権侵害」など、現実の社会で差別による**人権侵害は存在**しています。まずそのことを理解する必要があります。では、次のページから具体的に見ていきましょう。

● 高齢者との共生について



高齢者が地域の中で暮らしていける社会が望ましいかを聞いたところ**54.0%**の方が「全面的に賛成」と回答しています。

しかし、ひとり暮らしの高齢者が入居を申し込みてきた場合に「入居させる」と回答した人は**14.7%**と39ポイント以上減少しています。皆さんはこのギャップをどのように受け止めますか。

高齢者を大切にする心を育てよう

高齢者に対する就職差別や介護者等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が社会の一員として生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

● 障害者との共生について

Q

インクルージョンへの賛否

“障害のある人を閉め出す社会は非人間的であり、障害のある人もない人も共に生きていく社会が望ましい（インクルージョン）”という考え方について、どう思いますか。

A

56.6% 全面的賛成

38.9% ある程度賛成

2.1% あまり賛成できない・無回答

0.3% 反対

95.5%の人が「賛成」「ある程度賛成」と回答。



Q

一緒に働く場合

職場で、障害のある人とない人が一緒に働く場合、どう思いますか。

84.7% 一緒に仕事をする

12.3% • 同じ仕事はやりたくない

• できればやめてほしい

2.9% 無回答



84.7%の人が「一緒に仕事をする」と回答。

Q

一緒に学ぶ場合

教室で、障害のある子どもとない子どもが一緒に学ぶ場合、どう思いますか。

62.2% 一緒に学ばせる

34.8%

- 部分的に分けてほしい
- 教室が一緒に困る
- できればやめてほしい

2.9% 無回答



62.2%の人が「一緒に学ばせる」と回答。

インクルージョンの考え方にはほとんどの区民が支持をしています。

しかし職場では15.2%、学校では37.7%が一緒に仕事をする、一緒に学ばせると回答していません。頭の中の考えと現実の場面ではギャップがあり、インクルージョンの考え方が定着しているとはまだ言い難いのかもしれません。

障害のある人の 自立と社会参加を進めよう

障害のある人が車いすでの乗車を拒否されたり、店舗等でのサービス提供を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害者差別解消法により「不当な差別の取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を意識し、障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することができる社会を目指しましょう。

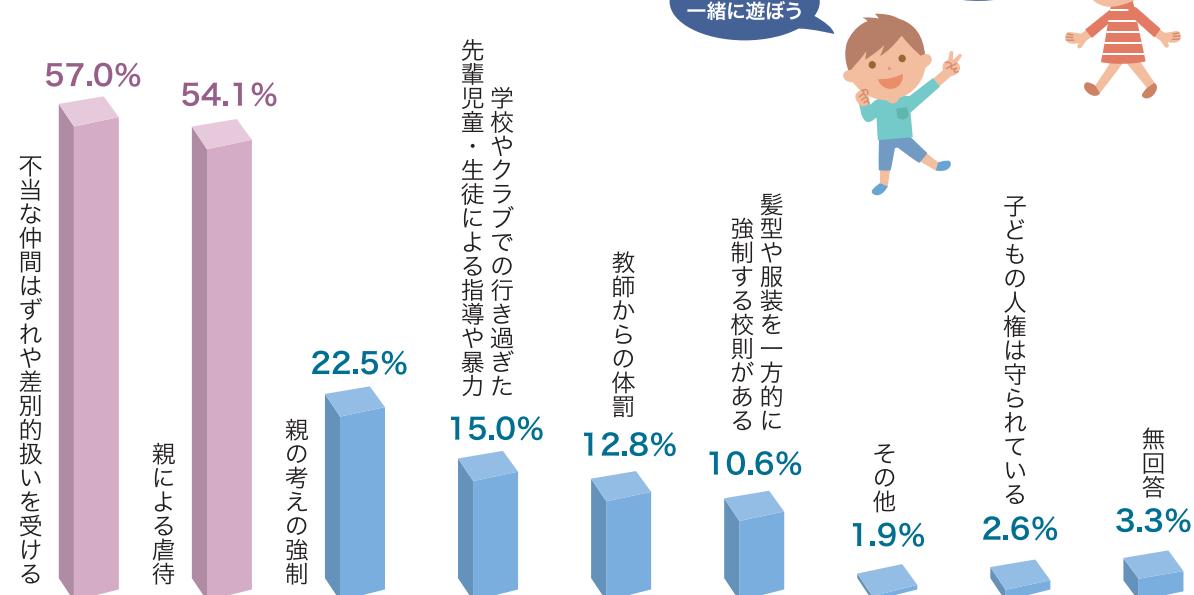
● 子どもと人権について

Q

子どもの人権が尊重されていないと思う場合

子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのような場合ですか。

A



「不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けることがある」が **57.0%** で最も高く、次に「親による虐待」が **54.1%** となっています。「いじめ」や「虐待」のポイントが高く、気がかりな部分です。

すべての子どもが健やかに育つために、家庭、学校、地域が協力し、子ども一人ひとりが大切にされる社会となるよう周囲の人人が一層目配りをして、社会全体で支援していくことが必要です。

子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限尊重され、安心して健やかに成長できる社会にしましょう。



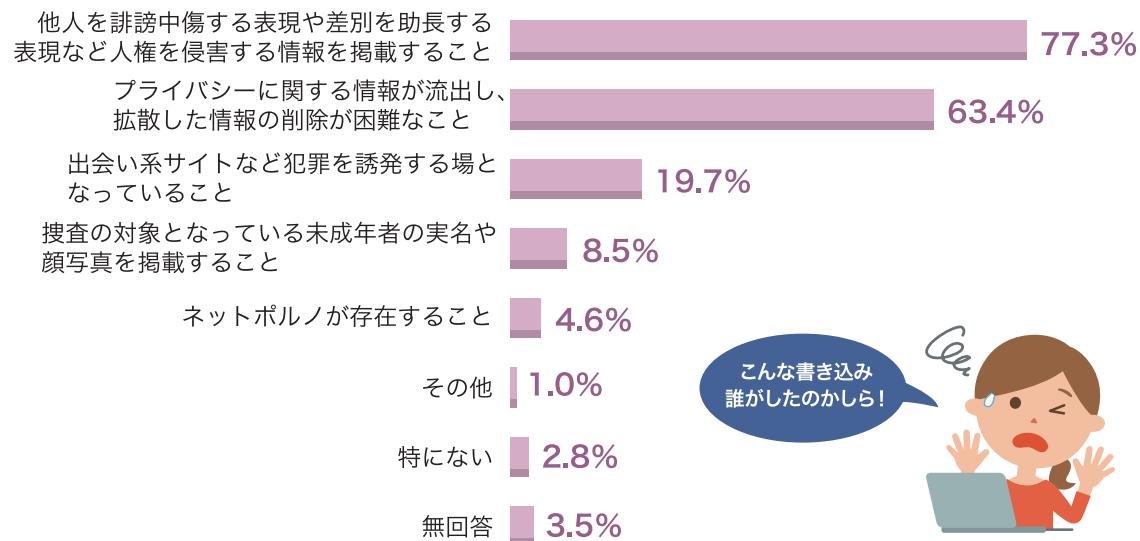
● インターネットと人権について

Q

インターネットに関して人権上問題があること

インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどうな
ことですか。

A



「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報を掲載すること」が **77.3%**で最も高く、次に「プライバシーに関する情報が流出し、拡散した情報の削除が困難なこと」が **63.4%**となっています。通常インターネット上では、名前や顔が知られずに情報を発信することが可能なため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいと言えます。自分が書かれて嫌なことを書き込まない、なりすまし行為はしない等、一人ひとりがインターネット上のマナーを守る必要があります。

インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

インターネットの普及により、SNS 上で個人の名誉が毀損されたり、差別を助長する表現が掲載されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権軽視の行為が社会問題となっています。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

● 部落差別(同和問題)について

Q

部落差別(同和問題)の周知状況

日本の社会に部落差別(同和問題)といわれる人権侵害の問題があることを知っていますか。

Q

部落差別(同和問題)の認知度

被差別部落(同和地区)といわれ、差別を受けている地区があることを知っていますか。

A

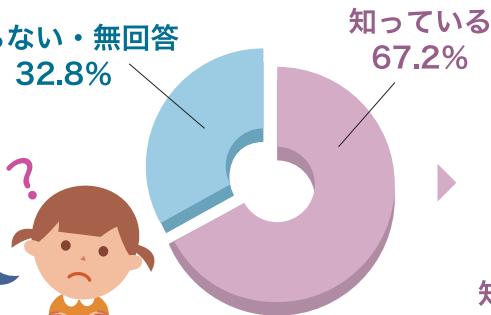
部落差別(同和問題)を…

知らない・無回答
32.8%

正しく知っているのかな
いるのかな
?



知っている
67.2%



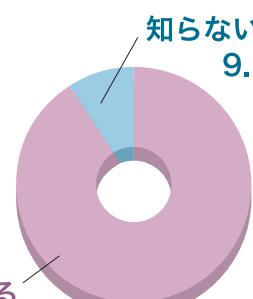
部落差別(同和問題)を知っている人のうち、差別を受けている地区があることを…

知らない・無回答
9.1%

差別がなくならないから法律ができるんだね



知っている
90.9%



「部落差別(同和問題)を知っている」と回答した人は**67.2%**、その方たちの**90.9%**が現実に「差別を受けている地区があることを知っている」と回答しています。解決に向けた取り組みにより、一定の成果が上がったものの、被差別部落(同和地区)や被差別部落出身の人に対する差別意識は、まだまだ解消されていないのが現状です。

品川区では差別用語が多数掲載されたハガキが区や区内に送りつけられた事件がありました。差別しない、させない、人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚する必要があります。

部落差別(同和問題)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、被差別部落(同和地区)の出身という理由で、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの差別を受け、基本的人権を侵害されています。

封建時代において、被差別部落の人々は、武具、馬具や太鼓など生活に必要な皮製品を作ったり、役人のもとで地域の警備を行うなど社会に欠かせない役目を担っていました。しかし、住む場所、仕事、結婚、交際など生活の面で厳しい制限を受けていました。彼らが住まわされていたところが「被差別部落(同和地区)」、彼らに対する差別が「部落差別」です。

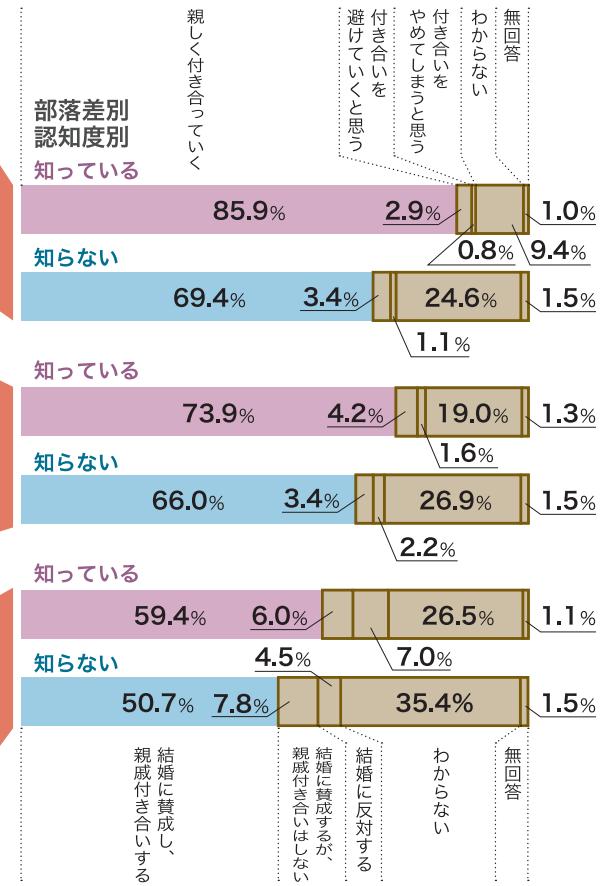


Q

隣近所の人への対応

親しく付き合っている隣近所の人が、「被差別部落（同和地区）」出身の人であるとわかった場合あなたはどうすると思いますか。

A



Q

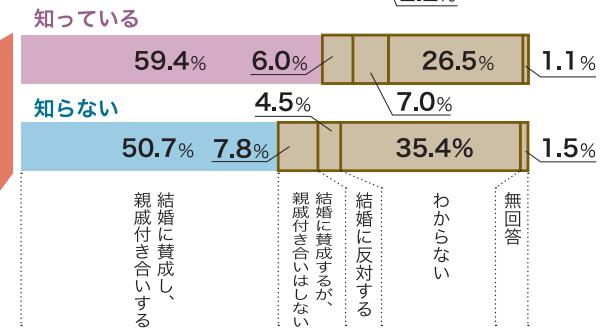
身内の結婚相手への対応

身内の方の結婚相手が「被差別部落（同和地区）」出身の人であるとわかった場合、あなたはどうすると思いますか。

Q

お子さんの結婚相手への対応

もしも、あなたにお子さんがいるとして、お子さんの結婚相手が「被差別部落（同和地区）」出身者である場合、あなたはどうすると思いますか。



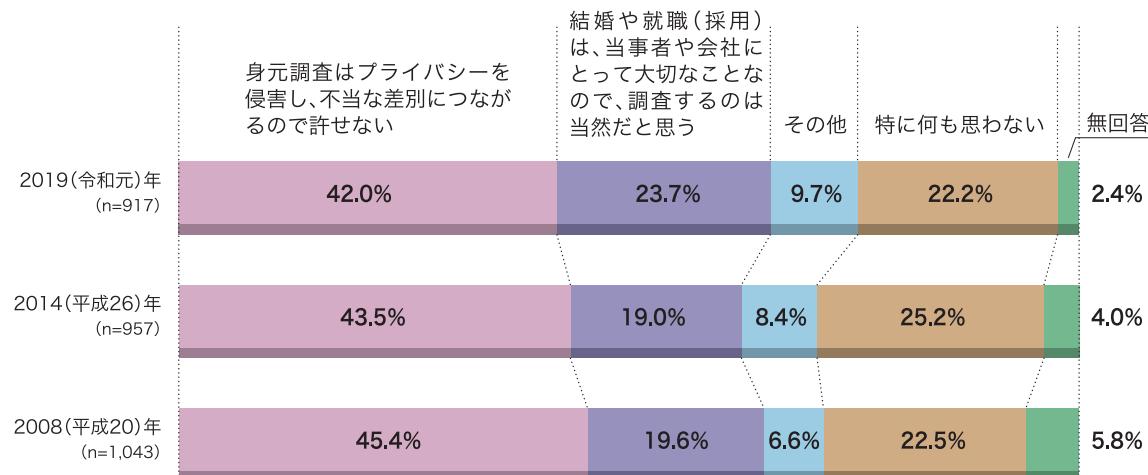
普段は他人事のように思っていても、いざ自分の身近に関係することとなると、偏見や差別意識が表れてきます。また、部落差別（同和地区）を知っている人の方が知らない人よりも「付き合いを続ける」回答が多く、**部落差別（同和地区）への知識や理解を深めることが差別意識への解消につながるもの**と考えられます。

Q

結婚や就職の際に身元調査をされた場合の意識

あなた自身やあなたの子ども・親類が、結婚や就職の際に、ひそかに興信所などを使って出身地や家族の状況などについて身元調査をされたとしたら、あなたはどう思いますか。

A



「身元調査は許せない」という意見は、4割を超えておりますが**減少傾向**です。

「調査するのは当然」と「特になにも思わない」を合わせ、問題視していない意見は**約5割**になります。

身元調査の問題

結婚や就職は本人どうしの気持ちや、適正・能力を基準に行われるべきで、本人に責任のない家族状況や生活環境で決められるものではありません。

しかし、身元調査が人権上問題があるという社会上の共通認識を得るまでには至っていません。

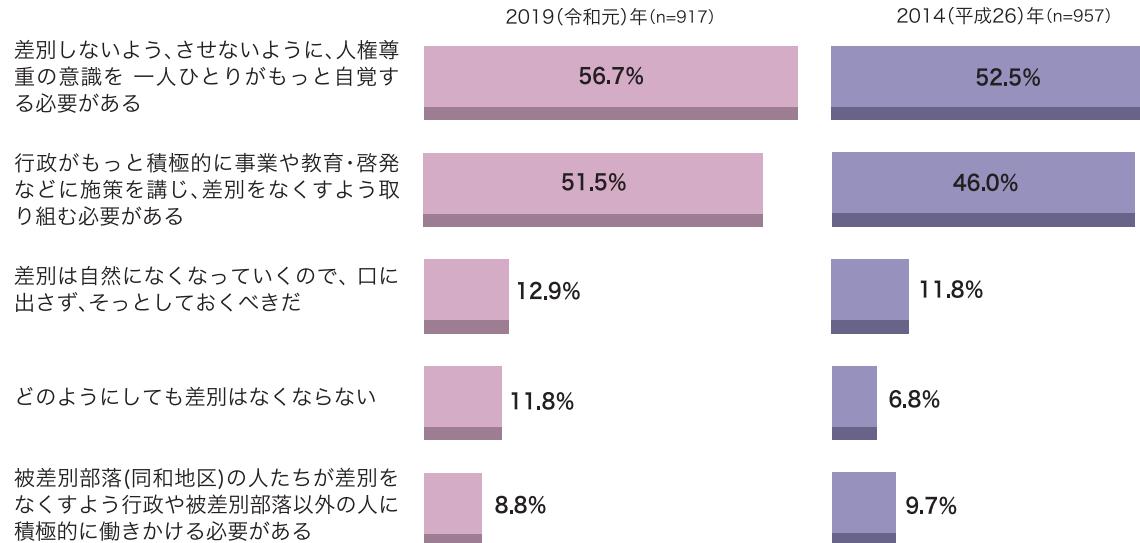


Q

部落差別(同和問題)解決のためにすべきこと

部落差別(同和問題)解決のために、今後どうすれば良いと思いますか。

A



部落差別(同和問題)をなくすためには、**行政や教育での啓発**が必要という意見が多く、今後も更なる人権啓発や、部落差別をなくす取り組みが求められています。

2016(平成28)年に施行された**「部落差別解消推進法」**では第一条に「部落差別は許されないものであるという認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定しています。

「寝た子を起こすな」(そっとしておけば差別はなくなる)という考え方では、差別はなくなりません。差別を正しく理解していないため、かえって差別を拡大させてしまう結果を招きかねないからです。

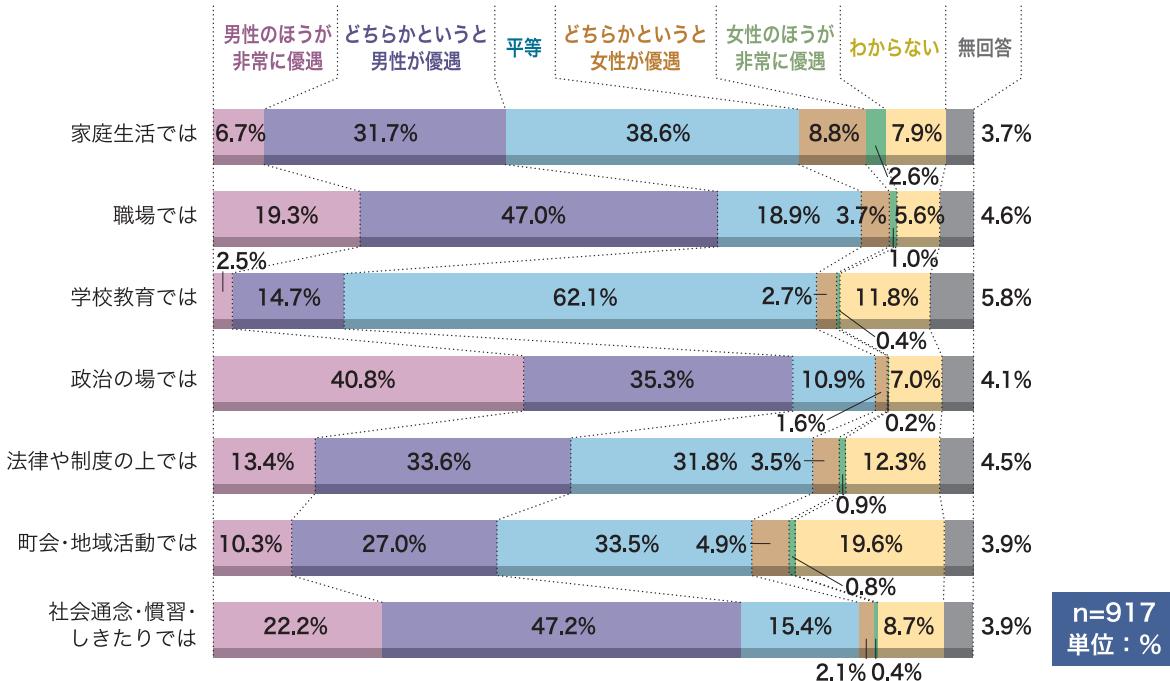
● 男女共同参画について

Q

男女共同参画／様々な分野における男女平等

次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

A



様々な分野において、男女は平等な立場にあるのでしょうか。
『学校教育』では **62.1%**が「平等」と答えていますが、『家庭生活』、『法律や制度上』、『町会・地域』では **30%**台にとどまっています。一方、「非常に優遇」「どちらかといふと優遇」を合わせ、<男性のほうが優遇>されていると考える人は、『政治の場』では **76.1%**、『社会通念・慣習・しきたり』**69.4%**、『職場』**66.3%**となっています。

社会でも家庭でも、男女平等はまだまだ浸透、定着しきれておらず、対等にはいたっていないといえます。

男女平等社会を実現し、人権侵害をなくそう

男女の役割を固定的にとらえる意識（アンコンシャス・バイアス）から生まれる家庭や職場における男女差別や配偶者・パートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントなどの問題が起きています。

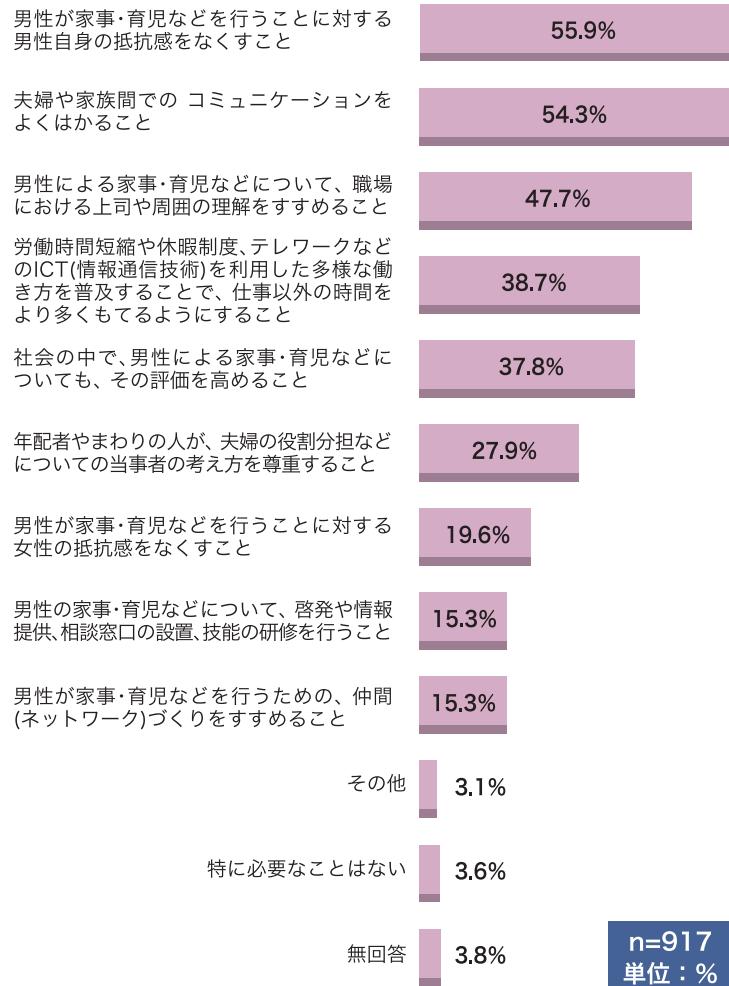
性別に関係なく誰もが相互の立場を尊重してお互いの能力と個性を発揮できる社会にしていきましょう。

Q

男性が積極的に参加するためには必要なこと

今後、男性が家事、育児、介護、地域活動を積極的に行っていくためには
どのようなことが必要だと思いますか。

A



「男性が家事・育児などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が **55.9%** と最も高く、僅差で「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」(**54.3%**)が続いています。育児や介護は女性が主に担い、男性は手伝いという意識は、変化の兆しは伺えるものの、未だに性差別は存在しています。男性の家庭における活躍とさらなる社会参画を促すためには、本人の意識啓発は勿論、女性が一層活躍できる社会のしくみづくりが必要です。



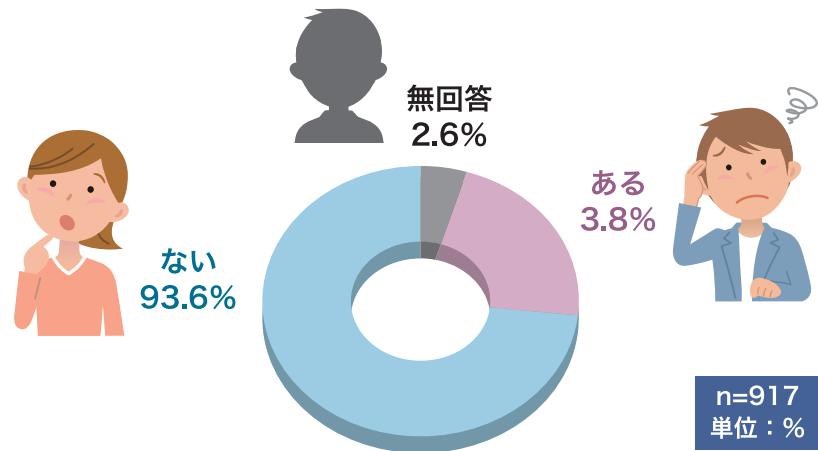
● 性的マイノリティと人権について

Q

自分の性別に悩んだことの有無

あなたは、今まで自分の性別に悩んだことはありますか。

A



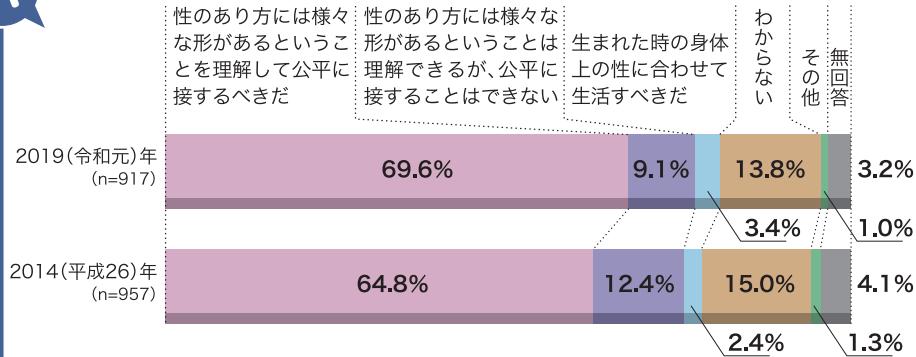
「ある」の 3.8% に対して、「ない」は 93.6% を占めている。

Q

性的マイノリティの人への意識

性的マイノリティの人をどう思いますか。

A



「性のあり方には様々な形があるということを理解して公平に接するべきだ」の 69.6% に対して、「性のあり方には様々な形があるということは理解できるが、公平に接することはできない」は 9.1%、「生まれた時の身体上の性に合わせて生活すべきだ」は 3.4% となっている。



Q

性的マイノリティをカミングアウトされた場合、変わらずに接すること

あなたは身近な方(家族、友人など)や学校や職場内の人々に、性的マイノリティであることを

※カミングアウトされた場合、これまでと変わりなく接することができますか。

※カミングアウトとは、性的マイノリティであることを自分以外の人に打ち明けることをさします。

A

できる

できない

わからない

無回答

62.3%

30.5%

4.7%

2.5%

n=917
単位：%

「できる」の **62.3%** に対して、「できない」は **4.7%** となっている。また、「わからない」という人も **30.5%** と少なくない。

Q

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みの必要性

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みが必要だと思いますか。

A

必要だと思う

どちらかというと
必要だと思うあまり必要だと
思わない必要では
ない

わからない

34.5%

30.4%

13.4%

15.7%

1.6%

4.4%

n=917
単位：%

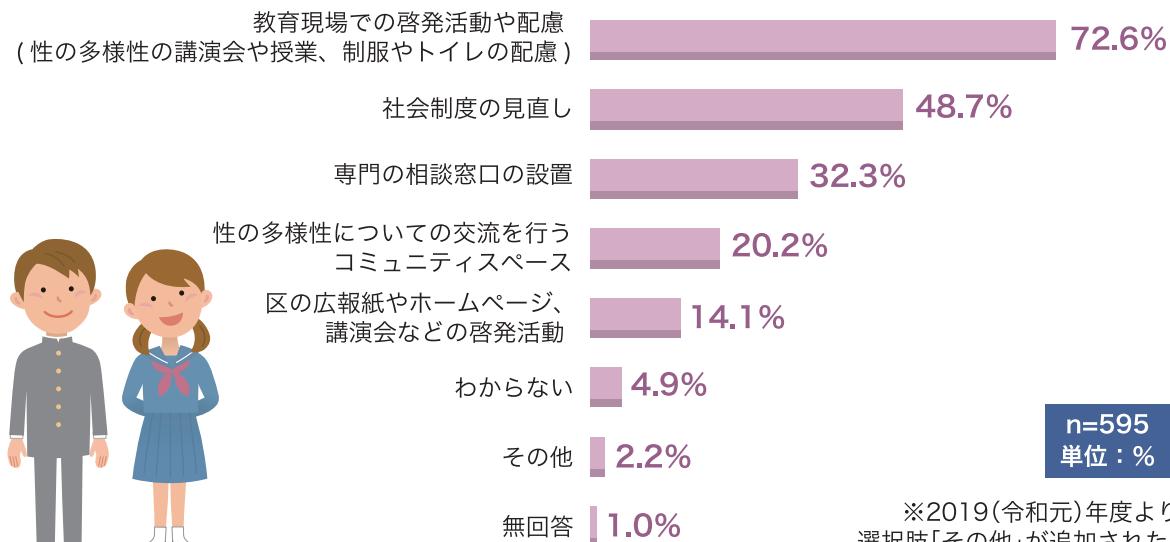
「必要だと思う」が **34.5%**、「どちらかというと必要だと思う」は **30.4%** で、合わせた《必要》の **64.9%** に対し、「必要ではない」(**1.6%**)と「あまり必要だと思わない」(**13.4%**)を合わせた《不必要》は **15.0%** となっている。

Q

性の多様性を認め合う社会をつくるための取組みについて「1. 必要だと思う」または「2. どちらかといえば必要だと思う」とお答えの方におたずねします。) どのような取組みが必要だと思いますか。(いくつでも○)

必要な取組み

A



「教育現場での啓発活動や配慮(性の多様性の講演会や授業、制服やトイレの配慮)」が**72.6%**と最も高く、以下「社会制度の見直し」(**48.7%**)、「専門の相談窓口の設置」(**32.3%**)、「性の多様性についての交流を行う
コミュニティスペース」(**20.2%**)と続いている。

多様な「性」を理解し、差別をなくそう

性のあり方(身体の性・性自認・性的指向・性表現など)は多様です。しかし現状は多様な性への理解が、深まっていない状況にあります。現実には、性的マイノリティの人への偏見や差別により周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人がいます。性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、まずは、私たち一人ひとりが多様な性の存在を理解し、性のあり方の違いを尊重する事が何よりも大切です。



さまざまな人権課題

皆さんのまわりで人権が守られていないと思ったことがほかにも数多くありませんか？

私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識することが、今まさに求められています。



外国人の人権を尊重しよう

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。外国人も地域の一員として、文化等の多様性を認め尊重することが大切です。

HIV感染者、ハンセン病患者・元患者・その家族、新型コロナウイルス感染症等に対する偏見や差別をなくそう

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。犯罪被害者や家族に必要なのは、周囲の理解と支援です。

アイヌの人々に対する理解を深めよう

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統および現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。



ホームレスに対する 偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

東日本大震災に起因する 偏見や差別をなくそう

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

刑を終えて出所した人に対する 偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題 に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

品川区人権問題相談窓口

人権身の上相談（人権擁護委員による相談）

区民相談室…………… 3777-2000

女性のための総合相談

男女共同参画センター…………… 5479-4104

同和生活相談

人権啓発課人権・同和対策担当…………… 3763-5391

子どもに関する相談

子ども家庭支援センター…………… 6421-5236

教育相談室…………… 3490-2006

心のフリーダイヤル…………… 0120-552-777

しながわ見守りホットライン

児童虐待は…………… 3772-6622

高齢者虐待は…………… 3772-6699

障害者虐待は…………… 3772-6605

DVは…………… 3777-6601